

第12回口頭弁論・報告・傍聴者交流集会の報告

1. 第12回口頭弁論

- (1) 2019年3月4日(月) 11時～11時30分
- (2) 奈良地裁101号法廷(大法廷) 裁判官：島岡大雄氏
- (3) 原告弁護団：佐藤真理、白井啓太郎、安藤昌司、辰巳創史、星 雄介、今治 周平、松本恒平 各弁護士
- (4) 被告弁護団：2名
- (5) 原告席 着席者3名、傍聴者50名
- (6) 裁判官による、提出された準備書面などの確認

原告提出書面

- ・原告準備書面(十六)2月25日
- ・原告準備書面(十七)2月25日
- ・証拠説明書
- ・書証甲101～125

被告提出書面 なし

(7) 原告意見陳述1 白井啓太郎弁護士

憲法学者西土彰一郎教授の「放送法遵守義務確認等請求事件意見書」ならびに、平成29年12月6日最高裁判決などに基づき陳述した。(準備書面十六)

- ① 放送法4条1項に定める義務は、受信者との関係において具体的な義務である。
- ② 放送法4条1項各号に違反する放送がなされると、視聴者は本来受けるべき情報の提供を阻まれ、政治的思考形成、投票行動に重大な影響を及ぼすことになり、投票の自由という民主主義の前提が著しく害される危険がある。
- ③ NHKが負っている放送法4条1項各号の公法上の義務は、国民の知る権利、選挙権という具体的な権利の保障に対応する、受信契約者に対し負うべき具体的義務である。
- ④ 原告らはNHKの放送法4条1項各号の公法上の義務を争うにあたって、最も適した利益状態にある。なぜならば、原告らは、放送法4条1項各号を遵守した内容の放送がなされることを前提として受信料を支払っており、NHKが違反した内容の放送をした場合、選挙権行使が制約を受け、深刻な損害、影響を受ける立場にあるから。
- ⑤ 国民の知る権利や参政権の実質的な充足を目的とする放送法4条番組編成準則の遵守義務を問題にしている本訴訟については、証人尋問を含む十分な審理を尽くし、明快な判断がなされることを求める。

(8) 原告意見陳述2 今治 周平 弁護士

被告NHKの「訴えの変更申立に対する答弁書」(平成30年11月20日)に反論を行った。ここで「訴えの変更申立」とは原告が平成30年11月9日付で提出した「訴えの追加的変更申立書」のことである。(準備書面十七)

NHKの主張と今治弁護士の反論を別紙の表(今治弁護士意見陳述の整理)に取りまとめた。

(9) 進行協議

- ① 原告側今後の追加の主張は次の2件を4月中旬に出す。
 - ・小滝陳述書とそれに基づいた準備書面
 - ・3月末に出来上がる予定の意見書とそれに基づいた準備書面

- ② 今回提出された西土意見書の著者西土氏の経歴を提出すること。
- ③ 被告 NHK は、今回提出された原告準備書面（十六）及び（十七）について反論するかどうかが検討せよ。被告は、原告が次回までに提出するとしている準備書面と合わせて反論を考えたいと答える。
- ④ 被告 NHK はこれまであまり反論していないので、原告は、これまでの主張を含め、主張の整理をして提出する予定
- ⑤ 証人申請は、西土教授を含めて数名を次々回口頭弁論時にだす予定。
- ⑥ 原告は 2 月 25 日付申請書で裁定合議による審理に移行すること要請したので、裁判所として検討を求める。裁判官は次々回口頭弁論時までに検討することを約した。
- ⑦ 次回口頭弁論期日：6 月 3 日（月）11 時～

原告の次の意見書、準備書面などの提出期日：4 月 26 日

次々回口頭弁論予定期日：8 月 5 日（月）11 時～

2. 裁判報告会（11 時 40 分より大和会議室にて開催）

§ 佐藤弁護団長報告

（1）稲葉一將教授（名古屋大学）指摘の二つの論点紹介

- ① 放送における知る権利とは、単に情報公開請求権などによる「知りたい情報を知る」ということだけではない。放送法は、4 条で規定する「政治的に公平であること」、「報道は事実を曲げないですること」、「意見が対立している問題については、多角的に論点を明らかにすること」などを保障する情報が国民各層において共有されるべきことを定めている。このことによって、重要な情報が共有され、健全な民主主義が可能となり、ひいては選挙権を含む参政権を実効的に保障するという、参政権の性格を有する権利が、「放送における」知る権利である。
- ② 過去の放送法違反放送による損害の立証とともに、現在の確認の利益を構成する際には、今後の重要なイベント（地方選など）に関する放送について裁判所による判断が必要である旨の主張立証も検討してはどうか。裁判官の心証に訴えかけるには、現実の必要性を主張するしかない。

（2）証人申請について、すでに意見書を書いていただいた西土教授はじめ原告も含めて 7 名以上を次々回口頭弁論で申請したいと考えている。

（3）NHK のニュース報道ウォッチングを原告団も独自に行い、手持ちの証拠によって立証に役立てることを訴えたい。

§ 池田順作さんからの質問と佐藤弁護団長の解答

- ① 被告 NHK は法廷ではほとんど口頭で答弁しない。NHK は何を考え、何を主張しようとしているのか解らない。弁護団から解説してほしい。

解答：NHK は却下されることを求めている。原告の個々の主張に対し、被告が答えていない事項などを整理して裁判所に提出する予定をしている。

NHK に認否を求めるが、もし認否しなければ、NHK は積極的に争う意思がないとみなされるべきと考える。

- ② 西土意見書の内容が理解できていない。解説をお願いしたい。

解答：意見書は、いずれホームページで公開する。今日の弁論では準備書面（十六）に基づいて白井弁護士が意見陳述し、西土意見書を解説した。これも HP にアップする予定。